


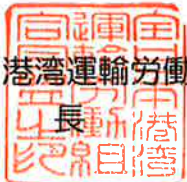
2018年11月21日  
全国港湾 18発第27号  
港運同盟発18-第48号

国土交通省 港湾局  
局長 下司 弘之 殿

全国港湾労働組合連合会  
中央執行委員長 糸谷 欽一郎



全日本港湾運輸労働組合同盟  
会長 新屋 義信



### 港湾政策並びに港湾労働に係る申し入れ書

貴職に於かれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。また、日頃より港湾運送事業や港湾労働に対しますご理解とご協力に心より感謝申し上げます。周知の通り、私ども港湾労働組合は港湾産業が、我が国経済と物流を支える産業として、健全に発展し、港湾労働者が安心して働き続けることのできる環境を整えるべく日夜努力しています。

以上の立場から、下記の諸問題について貴意回答を示され協議することを申し入れます。

#### 記

#### 1. 船社アライアンスに係る件について

船社アライアンスや定期コンテナ船事業統合など、今後更に船社による再編が進んでくることを踏まえ、貴省として港運使用者団体と連携のうえ、対策協議の場を港湾労働組合との間に設置すること。

#### 2. 港湾運送事業基盤の安定に資する諸課題について

(1) 貴省を中心とする関係省庁と連携のうえ、港運労使団体が参加できる港湾運送料金適正収受に関する検証委員会(仮称)を設置させること。

(2) 港運専業・現業部門(検数・検定・関連・港湾荷役)に対する下払い作業料金を適正収受できるよう港運元請事業者(団体)に対し指導すると同時に、下払い料金監査制度を新たに創設すること。

(3) 料金等の事業監査で違法行為勧告を受けた事業者公表について、掲示板のみでなく、各運輸局に対してHPで公開するよう指導すること。尚、経産省と連携のうえ、両罰規定等を設立すること。

- (4) 上記、港湾料金に係る課題解決、安定的かつ持続可能な港湾運営を実現するためにも、認可料金制度の復活に向けた法整備を行うこと。

### 3. 港湾政策に係る諸問題について

- (1) 国際バルク戦略港湾政策により、地方港では意図しない形で港湾労働者の雇用・職域が狭隘化している事態を踏まえ、港湾法改正付帯決議に則り、港湾労働者・事業者が不利益を被る事案であると港湾労働組合、港運事業者団体の何れかが判断した場合、貴省を含む四者協議を設置すること。
- (2) 港湾運営会社や港湾管理者が、国際競争力向上策を理由にゲートオープンを申請しないよう指導すると共に、緊急時のゲートオープン時間拡大にあたっては、港湾労働者にしわ寄せとならない措置を講ずること。
- (3) RTG 遠隔操作をはじめ、港湾への自動化導入は行わないこと。
- (4) 三島川之江の指定港化に於いて、水準を満たしていることや周辺港と不公正な関係が長期化している中で、地元関係者の合意形成ができない根拠を具体的に提示すること。

### 4. 港湾労働者の雇用と職域に係る問題について

- (1) インランドデポ・コンテナラウンドユース・AEO 等、他の省庁が進める政策による港湾通過貨物に関し、港湾労働の職域とした対策会議(四者)を設置し、就労政策及び港湾機能を基点とした整備を行うこと。
- (2) 港頭地域に隣接する地区での港湾運送事業行為によるダンピング防止の為、港頭地区指定範囲見直し(港労法と港頭地域範囲の統一等)検討、港湾倉庫内作業の港湾運送事業法適用を行い、港労法との整合性を図ること。港頭地域指定については、港運事業者団体及び港湾労働組合、貴省を含めた関係省庁との「あり方検討会」(仮称)を設置すること。
- (3) 港湾倉庫・特定港湾倉庫の指定に懸かる資料要請が労働局から依頼があった場合、すみやかに資料提供を行うよう各運輸局に対し指導すること。
- (4) 港湾運送事業に於ける鑑定事業等への新規参入及び品目限定事業免許の解除は、港湾秩序を乱すダンピングを招くことから、これを認めないこと。
- (5) コンテナターミナルゲートに於ける作業(ダメージチェック、シールチェック等)は、港湾運送作業行為が望ましいとする見解を貴省が示し、また、実態として受け渡し行為が発生することから、港湾運送事業者の職域として指導できるよう整備すること。

### 5. 安全・安心の諸施策と港湾機能の活用

- (1) SOLAS 条約改定に伴う重量測定は輸出貨物の重量証明、港湾運送事業行為に値する。また、現行の膨大な登録事業者による測定では差異があると疑問視されていることから、港湾運送事業者で行うよう再整備すること。
- (2) 国内道路などの交通インフラの保全、輸入コンテナの過積載や偏荷重による安全対策として、海上コンテナ安全運送法(仮称)の制定を進めると同時に、「貨物ユニットの収納のための行動規範」を、国際条約として規範機能を引き上げる措置を講ずること。
- (3) 45ft コンテナの公道走行を認めないこと。国道・都府県道・市町村道の海コン走行の車両制限令の趣旨に則り、特殊車両通行許可(長さ)C条件を緩和しないこと。
- (4) フレキシブルバッグを国内での海上コンテナ輸送等で使用させない措置を、関係省庁と連携のうえ法的整備を行うこと。
- (5) 港湾に於ける石綿被災について貴省として国の責任を認め、厚生労働省と連携し、港湾労働石綿被災補償制度を確立すること。

以 上